

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（スピノサド等 7 品目）の残留基準の設定又は改正）及び「食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

令和 4 年 8 月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品基準審査課

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（スピノサド等 7 品目）の残留基準の設定又は改正）及び「食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」について、令和 4 年 5 月 16 日から同年 6 月 14 日まで、御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。